

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2004-125102(P2004-125102A)

【公開日】平成16年4月22日(2004.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-016

【出願番号】特願2002-291865(P2002-291865)

【国際特許分類第7版】

F 16 H 55/48

F 16 H 55/36

【F I】

F 16 H 55/48

F 16 H 55/36

A

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月26日(2005.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

転がり軸受と、この転がり軸受の外周に設けられた樹脂部とからなる樹脂製ブーリであって、前記樹脂部の外周に形成されて駆動ベルトと接触し、且つこの駆動ベルトを案内するベルト案内面上に、硬質炭素皮膜を形成したことを特徴とする樹脂製ブーリ。

【請求項2】

請求項1に記載の樹脂製ブーリであって、前記硬質炭素皮膜の膜厚を0.5~10μmとしたことを特徴とする樹脂製ブーリ。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の樹脂製ブーリであって、前記硬質炭素皮膜の下にカーボンミキシング傾斜層を形成してあり、このカーボンミキシング傾斜層を介して前記硬質炭素皮膜を前記ベルト案内面に密着させていることを特徴とする樹脂製ブーリ。

【請求項4】

請求項1、2、又は3に記載の樹脂製ブーリであって、前記樹脂部が、ポリアミド66またはポリアミド46に強化纖維を充填材として15~40質量%添加した合成樹脂組成物からなることを特徴とする樹脂製ブーリ。

【請求項5】

請求項1、2、又は3に記載の樹脂製ブーリであって、前記樹脂部が、ポリアミド66またはポリアミド46と低吸水ポリアミドとをポリマーアロイとし、このポリマーアロイに充填材を添加した合成樹脂組成物からなることを特徴とする樹脂製ブーリ。

【請求項6】

請求項1、2、又は3に記載の樹脂製ブーリであって、前記樹脂部が、ガラス纖維を33質量%添加したポリアミド66と、ガラス纖維を33質量%添加したポリアミド612とを、質量比4:1の割合で混合した合成樹脂組成物からなることを特徴とする樹脂製ブーリ。